教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

１　改正の理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（オンライン化条例）の改正により、行政手続において書面等の添付が省略できる場合が定められたことに伴い、必要な規定を整備するほか、他の法令等の改正に合わせ所要の改正を行う。

２　改正の内容

(1) 書類添付を省略できる書面等及び代替措置について規定を新設

例：登記情報連携システムによる確認ができる場合は、登記事項証明書の添付を省略可とする　など

(2)　オンライン化のための事務手続の簡略化

(3)　定義・文言の整理

ア　「電子署名」の定義を改める。

イ　「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

３　施行期日

公布の日（令和８年３月30日予定）

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和８年　月　日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第　号

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号を次のように改める。

⑵　電子署名　次に掲げるものをいう。

ア　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名

イ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第３条を削る。

第４条中第５項を削り、第６項を第５項とし、第７項を第６項とし、同条を第３条とし、第５条を第４条とし、第６条を第５条とする。

第７条第１項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項において同じ」に改め、同条第２項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条を第６条とし、同条の次に次の１条を加える。

（添付書面等の省略）

第７条　条例第７条に規定する書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第５条の表の上欄に掲げる書面等及び当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置のほか、教育委員会等が別に定める書面

等及び措置とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

教育政策課

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
（定義） 第２条　略 (1)　略 (2)　電子署名　次に掲げるものをいう。 ア　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名 イ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名 ウ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名 (3)　略	（定義） 第２条　略 (1)　略 (2)　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。 (3)　略
（削る）	（手続等の告示） 第３条　教育委員会は、教育委員会等が条例及びこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる条例等の名称及び条項を告示するものとする。
（電子情報処理組織による申請等） 第３条　略 ２～４　略 （削る）	（電子情報処理組織による申請等） 第４条　略 ２～４　略 ５　教育委員会等は、第１項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、教育委員会等の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができるものとする。

改正案	現行
５・６　略	６・７　略
第４条・第５条　略	第５条・第６条　略
（電磁的記録による作成等）	（電磁的記録による作成等）
第６条　教育委員会等は、条例第６条第１項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項において同じ。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。	第７条　教育委員会等は、条例第６条第１項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。
２　条例第６条第３項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は電磁的記録媒体をもって調製することとする。	２　条例第６条第３項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することとする。
（添付書面等の省略）	
第７条　条例第７条に規定する書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第５条の表の上欄に掲げる書面等及び当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置のほか、教育委員会等が別に定める書面等及び措置とする。	（新設）
（補則）	（補則）
第８条　略	第８条　略